

自動販売機設置場所の貸付仕様書

(東海村テニスコート)

東海村生涯学習課

- 1 事業名 自動販売機設置場所の貸付（東海村テニスコート）
- 2 設置目的 体育施設利用者の利便性向上及び熱中症予防を目的として、体育施設に自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する。

3 設置場所

(1) 設置場所（1箇所／詳細は4頁参照）

施設名	場所	R7年度利用者数
東海村テニスコート	東海村船場 534 番地 5	86,485 人

(2) 設置台数 1台

4 設置・運営条件等

(1) 自動販売機の条件

- ア 飲料の自動販売機 1台
- イ 最大 600 本程度が収納できる機種
- ウ 省エネ・ノンフロン・ヒートポンプ・ピークカット等環境に配慮した機能を備えている機種
- エ マルチマネー対応機種 ※使用できる決済の種類は、下記に対応すること。
 - ・交通系：Suica・PASMO・ICOCA など
 - ・流通系：nanaco・WAON・楽天Edy など
 - ・クレジットカード連携系：iD・QUICPay など

※上記以外の決済サービスについて、付加しても差し支えない。

(2) 設置設備の条件

- ア 飲料自動販売機
- イ 使用済容器回収箱（以下「回収箱」という。）
- ウ 電力計測用子メーター
- エ 耐震対策（転倒防止板等）

(3) 設置面積 1.7㎡（上記（2）すべての設備の合計）

(4) 取扱商品

- ア 飲料（水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等、利用者の嗜好に幅広く対応できるような品揃えとし、商品の選択に当たっては、施設管理者の意見を参考にする。）
- イ その他協議により決定した商品

(5) 設置条件

- ア 設置期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までの 3 年間とする(当該期間中の更新はしない。)
- イ 設置事業者は、設置に先立ち、東海村に東海村財務規則第 222 条に基づく行政財産の使用許可を得ること。
- ウ 設置事業者の施設使用形態は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、東海村が設置者に対し、行政財産である建物の一部及び土地の一部を貸し付ける方法により行う。
- エ 自動販売機は、常時 300 本以上の飲料が入る機種にするとともに、飲料の補充にも留意すること。
- オ 設置事業者は、設置する自動販売機に故障等が発生した場合の緊急連絡先を機器本体に明示すること。
- カ 設置事業者は、できる限り施設の駆体に負担が掛からない方法で自動販売機に耐震対策（転倒防止板等）を施すこと。
- キ 設置事業者は、自動販売機に使用電力計測用の子メーターを設置すること。
- ク 設置事業者は、設置する自動販売機に併設して回収箱を設置すること。
- ケ 設置に当たっては、既存のシャッター付倉庫（倉庫内寸幅約 158cm×奥行き約 110cm）に上記（2）すべての設備を収納すること。
- コ シャッターの開閉は、村職員または当該施設管理者が、当該施設の運営時間に合わせて行う。

(6) 運営条件

- ア 売価は一般小売価格以下とすること。
- イ 設置事業者は、本事業の実施により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させることはできない。
- ウ 設置事業者は、自動販売機の設置、飲料の補充、自動販売機に係る衛生管理、保守管理、故障時の対応、修理業務、廃棄物及び使用済容器の回収並びに処分又はリサイクル、金銭管理、清掃等の管理運営に必要な一切の維持管理業務を行うこと。

なお、維持管理に要する作業内容や作業時間等については、事前に協議の上、施設内の公務に支障の来たすことのないよう十分に注意すること。

- エ 設置事業者は、回収箱の資源等は週 1 回以上（施設休館日を除くものとし、設置後の利用状況を見て回数を調整する。）回収し、回収した容器は関係法令等に基づき適切に処理、処分及びリサイクルを行うこと。
- オ 設置事業者は、衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守し、徹底して安全を図ること。
- カ 設置事業者は、設置した自動販売機の機種を変更する場合は、事前に村と協議の上、了承を得ること。
- キ 事業期間が終了したとき又は許可が取り消されたときは、設置事業者が自動販売機を撤去し、原状に回復すること。撤去に当たっての詳細は、その際に東海村と協議の上、実施すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を東海村に請求することはできない。

- ク 設置事業者は、端末機械を使用したデータ収集等により、売上数量等を明確な手法で把握・管理し、東海村の求めるときに書面で提出すること。
- ケ 倉庫のシャッターに不具合等が生じた場合は、設置事業者の責任（費用負担を含む。）において速やかに修繕すること。

5 費用負担

(1) 設置・運営費用

設置事業者は、自動販売機の設置・運営に係る一切の費用を負担することとし、村から設置事業者に対し委託料等の支払いは行わない。

(2) 電気使用料実費徴収金

電気料金は、子メーター管理による従量制とし、村が指定する方法により毎月納入すること。その徴収方法に当たっての詳細は、別途村と協議すること。

(3) 行政財産使用料

自動販売機の設置に係る行政財産使用料については、落札価格をもって、貸付期間中の総貸付料とし、契約期間の年数に均等分割し、各年度当初に東海村が発行する納入通知書により、東海村が指定する日までに納付すること。

また、既に納付された貸付料は返還しない。ただし、貸付期間中に、設置事業者の責めに帰すことができない事由により契約が解除又は中断となるときは、既に納入された貸付料のうち、その期間に係る貸付料を日割りによって算定した額を返還できるものとし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

6 暴力団排除措置に関する事項

- (1) 当該契約の履行に当たり、暴力団等による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察への通報等を行うこと。
- (2) 上記(1)により警察へ通報を行った場合には、速やかにその内容を書面により報告すること。
- (3) 暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、生涯学習課の担当者と協議すること。

7 その他

設置期間中であっても、東海村民からの要望等に基づき、今回自動販売機を設置した施設に追加で設置する可能性がある。

設置場所

▼東海村テニスコートクラブハウス横シャッター付倉庫内（屋外）

